未 定 稿（構成や枠組みを示したもの）

資料９

22.2.18　PT 会議資料

国出先機関原則廃止PT　中間報告（構成・骨子）

構 成

Ⅰ　中間報告の目的

Ⅱ　これまでの地方分権改革の経過と問題点

Ⅲ　基本的な考え方

１「国出先機関原則廃止」の意義

２「国出先機関原則廃止プロジェクトチーム」の取組方針

Ⅳ　出先機関の事務仕分け

１　共通事項の考え方

２　各出先機関の事務の仕分け

①　地方整備局

②　地方農政局

⋮

Ⅴ　今後の検討課題

１　国出先機関事務等の更なる精査

２　受入体制

３　人材移管

４　財源移譲

Ⅵ　各出先機関事務の仕分け一覧

①　地方整備局

②　地方農政局

⋮

骨 子

Ⅰ　中間報告の目的

検討対象とした国出先機関についてＰＴの議論が一巡したので、現時点におけるＰＴの協議の大枠を中間報告として取りまとめ、今後協議すべき課題を整理する。

Ⅱ　これまでの地方分権改革の経過と問題点

Ⅲ　基本的な考え方

１「国出先機関原則廃止」の意義

《国出先機関の肥大化》

○　国の出先機関には国家公務員約30万人のうち約21万人が在職している。
　地域との密着性の高い行政分野（8府省17機関）に限定しても、全国で約3400機関に約9万6千人もが働く巨大組織となっている。

○　このように肥大化した国の出先機関の存在は、地方のことは地方が決める地域主権の理念に大きく背反するとともに、実態面においても次のような重大な弊害を生じさせている。

《三つの弊害》

○　一つは『二重行政』による弊害である。
　国出先機関の事務の中には地方の事務と重複するものが多い。また地方で行った方がより効果的・効率的に実施できるものも多く、結果として壮大な無駄と非効率を発生させている。

○　二つは『地域ニーズ』に柔軟に対応できない弊害である。
　国出先機関はあくまでも中央省庁の下部機関であるため、基本的に住民と日常的に接する機会はほとんどなく、地域ニーズに柔軟にかつ迅速に対応する体制ができていない。

○　三つは『住民ガバナンス』の欠如による弊害である。
　国出先機関は公選の長や議会を持たず、また住民の直接請求も及ばないいため、組織に対する監視が十分に行き届かない。社会保険庁の杜撰な年金処理はこのような組織風土の中で醸成された「緩み」の一例である。

《地域主権の実現のための実践的な改革》

○　第一期分権改革以来、議論に議論を重ねている権限や財源の地方移譲は目下の所、遅々として進捗していない。

○　これを実現するためには、権限と財源が集中している国の出先機関を原則廃止という目標を明確にし、その実現を通じて権限、財源の移譲を確実にする、いわば『実践的な改革』が有効であり又不可欠である。

２「国出先機関原則廃止プロジェクトチーム」の取組方針

○　国出先機関の原則廃止は国に任せるのではなく、知事会が自らの考え方を取りまとめ、国にその実現を主体的に働きかけていくことが必要である。

○　全国知事会は平成２０年２月に「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」を取りまとめた。
　また地方分権改革推進委員会も平成２０年１２月に第２次勧告で「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」を勧告した。

○　本ＰＴとしては、以下の前提条件、検討方針の下に「国の出先機関原則廃止」を実現するための具体的な提言を取りまとめる。

前提条件

１　全国知事会及び地方分権改革推進委員会の検討成果を踏まえ、これらの提言・勧告を検討の発射台とする。

２　財源は当然保証されるべきとの前提に立って積極的に権限を受け入れる。

３　現行都道府県制度のもとでの受け入れ体制を検討することとし、道州制に関する議論とは切り離す。

４　現在政府等において新たな制度設計の議論が進められている事務については、その方向性に留意しながら当面現行制度を前提に協議。

検討方針

１　国に残すべき事務はその性質上、国が真に担うべき事務に極限する。
　・事務の「広域性」、「専門性」、「全国統一性」等は国に残す理由とはしない。

２　地方移管後の事務の実施体制を具体的に提言する。
　・広域連合等の活用も含め具体的な地方間連携策を提案する。

３　地方の覚悟を示す具体的提言を実施する。
　・両論併記型、検討先送り型の提案は行わず、出先機関廃止に向けて地方の意思を一元化して示す。

Ⅳ　出先機関の事務の仕分け

１　共通事項の考え方

①　企画立案の事務　→　移管される事業の計画立案などは当然に移管
②　補助金給付事務、地方指導事務　→　廃止で整理
③　国家試験実施事務　→　民間移管で整理
④　国に残すこととした制度設計等の事務についても、地方に重要な影響を与えるものは「国と地方の協議の場」で十分協議。

２　各出先機関の事務の仕分け

各出先機関の仕分けの概況及び主要な事務の考え方は以下のとおり。
事務全体については「Ⅵ　各出先機関事務の仕分け一覧」のとおり。

地方整備局

《事務の仕分け状況》

国　（　事務）	廃止・民営化（　事務）	地方移管（　事務）
・空港等の土木整備 ・庁舎営繕 など	・補助金支給 ・地方への指導・助言 など	・直轄国道 ・直轄河川 ・国営公園　など

《主な事務についての考え方》

１　道路事業

○　高規格幹線道路に関する事業は国。その他の事業は全て地方移管。
○　大規模災害への対応などは地方が連携して実施。

全国ネットワーク機能は高規格幹線道路網によって担われるべき。
現行の直轄国道は地方の産業道路、生活道路として地域密着性が高い。

２　河川事業

○　河川の整備・維持管理の事務については全て地方移管。
○　複数都府県をまたがる河川は、地方が連携して管理（治水、利水の調整等）を実施。

住民を災害から守るとともに、住民の生活用水や産業用水を安定的に確保・供給していくことは、地方公共団体の大きな役割。
地方においては、水辺空間の有効活用など「川と地域住民との共生」を図る事業を実施。

地方農政局

《事務の仕分け状況》

国　（　事務）	廃止・民営化（　事務）	地方移管（　　事務）
・食料安定供給特別会計 ・団体監督（金融系） など	・農林統計の実査等 ・補助金交付 など	・農地転用 ・現金の直接給付関係 ・国営土地改良 など

国に残すべき事務は「災害関係に関する事務」などに限定し、農林統計などの事務は廃止・民営化、その他の事務は地方移管とする。

《主な事務についての考え方》

1　現金給付型事務

農家または団体に対する現金の直接給付事務は、地域及び農家の実情に精通した地方で行うことが効果的かつ効率的

○　戸別所得補償制度など国策として実施する現金給付型事務の制度設計や財源の確保は国。申請・交付は地方が実施。
○　都道府県と市町村の役割分担については、地域全体の中でその事務をどのように処理していくのが最も効率的・効果的であるかという観点から検討することが必要。

2　団体に対する金融検査

信連等の団体に対する監督は地域密着性が高いが、金融検査事務は国の金融行政と密接な関連性あり

○　都道府県区域の団体に対する指導監督は地方に移管。ただし、金融検査事務は国の金融行政と密接な関連があるため引き続き国で実施。

3　生産調整事務

国全体の需給調整は国の役割であるが、実施事務については地域及び農家の実情に精通した地方で行うことが効果的かつ効率的

○　国の役割は制度設計や都道府県別の生産数量目標に限定。
○　生産調整事務に係る申請事務等については、現場の実態を把握している地方が実施。

林野庁森林管理局

《事務の仕分け状況》

国　（　事務）	廃止・民営化（　事務）	地方（事務）
・国有林(水土保全林)の管理 ・国有林の治山事業 など	・人工林の整備 ・木材販売 など	・国有林(森林と人との共生林)の管理 ・民有林に関する事務 など

○　国有林野のうち「水土保全林」は国に残す。地方移管に当たっては累積債務等の状況を十分見極めた上で判断する。
○　国有林野のうち「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」と民有林に関する事務については地方移管。

国有林野事業は多額の累積債務と多くの人員を抱えるとともに、地方にとっては民有林の整備促進という大きな課題がある。

水産庁漁業調整事務所

《事務の仕分け状況》

国　（　事務）	廃止・民営化（　事務）	地方（事務）
・外国船の指導・取締り など		

○　外国漁船の指導・取締りなど、国際的な業務等は国に残す。
○　その他の業務については広域連携体制など、掘り下げた検討を行う必要がある。

ＥＥＺ（排他的経済水域）における船舶の指導・取締など国際問題に発展した場合の対応等の課題がある。

地方運輸局

《事務の仕分け状況》

国　（　事務）	廃止・民営化（　事務）	地方（事務）
・ＪＲに対する許認可 ・外国船舶の監督 など	・自動車登録等 ・観光振興 ・統計調査の実施 など	・ﾊﾞｽ、ﾀｸｼｰ事業、ﾄﾗｯｸ事業の許認可、監査 ・倉庫業の登録、指導監督 など

○　ＪＲに対する許認可、外国船舶の監督などは国に残す。
○　その他の業務についてはすべて地方移管の方向で検討する。

地方航空局

《事務の仕分け状況》

国　（　事務）	廃止・民営化（　事務）	地方（事務）
・航空機使用業の許可 ・空港の航空管制 ・空港の整備、管理など		

○　航空行政は原則として国に残す。
○　ただし国管理空港２０港の整備管理については特定地方管理空港へ移す道筋は残しておく。

地方環境事務所

《事務の仕分け状況》

国　（　事務）	廃止・民営化（　事務）	地方（　事務）
	・ﾗﾑｻｰﾙ条約湿地に関する地方との調整 ・廃棄物処理法における緊急時の立入検査など	・国立公園等の保護保全 ・希少野生動植物の保全 ・外来生物対策　　など

○　原則として全ての事務を地方移管の方向で検討する。

Ⅴ　今後の検討課題

今回の中間報告で協議の大枠を取りまとめ、廃止の方向性を示したことから、今後、以下の点について重点的に検討を進める。

《国出先機関事務等の更なる精査》

国出先機関の個々の事務・事業について、その内容の更なる精査、本府省と出先機関の役割分担、具体的な事務の流れ等について詳細に検討。

《受入体制》

複数の都道府県をまたがる広域的な調整や連携が必要な事務などについて、広域連合や協議会の設置、既存の連携体制の強化など、具体的な受入体制を検討。

《人材移管》

出先機関の事務移管に伴う国家公務員の移管に当たって、以下の点を踏まえた新たな仕組み。

○　移管事務の継続的・安定的実施に配慮した仕組みであること。

○　地方の主体性が確保できる仕組みであること。

《財源移譲》

出先機関の事務移管に伴い必要となる地方財源については、以下の点に留意しながら確実に確保。

○　当面、個々の事業の経費に不足が生じないよう地域の特殊事情を含めて経費の積上げによる交付金方式で対応。

○　将来的に必要となる財源の確保については、地域主権戦略会議において地方税財源の充実確保を議論する際に併せて検討。

＜別添＞

Ⅵ　各出先機関事務の仕分け一覧

○　○　○　○　局の仕分けの方向

事務権限	出先機関原則廃止PT仕分け案			全国知事会提言仕分け(20.2.8)			備　　考
	国	廃止・民間移管	地方	国	廃止・民間移管	地方	
○○○○	○		○			○	
△△△△	○		○			○	
××××	○		○			○	
⋮	○					○	・・・・・
⋮							⋮

○ ……。

○ ……。